発行番号 : KGW - 16 - 8497

工程異常処理報告書

宛先:	㈱ 鈴木					殿		発行日 :	2016 年 11 月	16 日	
発生部門:口金型技術部 □静岡工場 ■鹿児島イースト □鹿児島ウエスト □大連工場 □その他() □プレス □成形 □組立 □オーハーモール・□めっき ■その他(資材)											
		/OP) 口副資材() 口その他()				
ENG. No.		565700299					製品名称 FITTING NAIL FOR 0.5 FPC CONN NON-ZIF				
《ロット番号》						《不適合数(該当品の数量及び不良数・不良率)》					
製品ロット番号: 製品:											
部品ロット番号: 61103BW, 61107BW 部						部品:	1,120,000 pin				
不適合の内容(■初回 □再発):							不適合品の略図(サンプルの添付)				
巻き緩み											
年月日()時分発見者:								4	. 1.		
上長への報告(口済み)及び上長からの指示内容:											
返却											
	区分 数量 処置内容						処 置	結果	実施日	実施部門	
該当ロット											
仕掛品											
在庫品 出荷品	<u> </u>										
	ける不適合品の	机器》				***************************************					
【発見部門に於ける不適合品の処置》 □全数検査 □選別 検査数: 不良数: 不良率:											
口廃棄	口返却	口再加工	口手直し	-	口特採	□保留	口その他()		
保留に対する	処置の方向付け	:									
《発見部門に於ける暫定処置の内容》											
			<u> </u>		発見	即門	品質管理	承認者	*	*	
★不良発見時、上記内容を記入後、捺印し起因 作成者 作成者					所属長	四月官任	外配省	購買	協力会社		
部門へ原紙を送る。 ★起因部門が協力会社の場合のみ ※印欄を使用。				(夏) 品管 18.11. 1 6 小出水削	16 1L 16	1611 16		黑海 16.11.25 映次			
原因·対策											
なぜなぜ分析シート(QC-099A・B)に回答し、本書に添付すること							FMEAの見直し; □要 □不要 品管指示				
	ける不適合品の		⇔ >= +n		DThe		- -	- /D m / let 500			
□全数検査 □指図発行	口選別	口廃棄 [発行日:	口返却 年	月	日再加工日	口手直し 指図No.	口特採	□保留(処置: 数量)	1	
口特採申請書	発行	「発行日:	年	月	日	発行者:		最終判定:		1	
□重要品質問	題水平展開報告	[発行日:	年	月	日	発行者:		完了日:		j	
口資産管理票	発行	[発行日:	年	月	日	発行者:		認可日:]	
					I	Г	*		配布先	(部門長)	
-					品質管理	承認者	購買	発行部門	口社長室	(API 13X)	
なぜなぜ分析シート回答の検証 ★起因部門が協力会社の場合のみ ※印欄を使用。									□研究開発本部	3	
						32 5			口製造本部		
						1		-	口製造支援部		
《注意事項》 1.不適合発生を即日(24時間以内)工場長及び品質管理部門に報告すること。									口機械技術部 口金型技術部		
2.品質管理課は24時間以内に不適合品の判定と処置を決定し、処置部門は2稼動日以内に処理を完了すること。									口環境安全衛生部		
*環境試験及び顧客への特採手続きなど、3稼動日以内で処理できない場合は、「保留に対する処置の方向付け」に記載する。									口購買部		
3.起因部門は5稼働日以内に原因を究明し、再発防止対策を決定し、工場長及び品質管理部門に報告すること。										□品質保証部	
(環境品質に関する不適合が発生した場合は、社長室、環境管理責任者、及び品質保証本部長へ報告)									口信頼性保証部		
4.起因部門は、発見部門に対し対策予定日を記入後、コピーを返却すること。 ロ先端技術ソリューション本部 5.お田知明は対策効果を確認し、足質管理理がその方効性を検証後、原処を発見知明にお加えること。											
5.起因部門は対策効果を確認し、品質管理課がその有効性を検証後、原紙を発見部門に返却すること。 6.環境品質に関する不適合が発生した場合は、社長室、品質及び環境管理責任者、及び品質保証本部長へ必ず報告すること。											
6.環境品質に関する不過音が発生した場合は、在長室、品質及び環境管理責任者、及び品質保証本部長へ必ず報告すること。 7.起因部門は不良品が及ぼす影響度を測り、水平展開を実施すること。											
*保存期間:3年(暦年) 日本モレックス合同会社									G	C-096(2016-04)	